

監査役の監査範囲の登記

平成27年5月1日から施行される会社法等により、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め」がある株式会社は、その旨の登記をしなければいけないことになりました。

◆平成18年4月30日以前に設立された株式会社

- ①資本金の額が1億円以下
- ②株式の全部に譲渡制限がある
- ③平成18年5月1日以降、定款変更決議をしていない



「監査役の監査範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」登記が必要になります。

◆平成18年5月1日以降に設立された株式会社

- ①株式の全部に譲渡制限がある
- ②監査役を設置している
- ③監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある



「監査役の監査範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」登記が必要になります。



(司法書士 小司隆信)



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

